

保育と保健ニュース

No.73, 2016

発行人：三浦義孝

発行：一般社団法人日本保育保健協議会

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-5-20

KSビル 5F

トピックス

弱視の早期発見における就学前健診の重要性

視力は幼少児期に急速に発達し、3歳時でその基礎が出来るとされています。また、就学時までに弱視の治療を開始しない場合には、正常な視機能を獲得出来る可能性が低くなることも明らかにされています。現在、就学前の保育施設としては保育園と幼稚園、認定こども園という3つの形態があるわけですが、開設時に眼科嘱託医の配置が義務付けられている保育園以外においては、視力検査実施率がきわめて低いことが明らかになっています。3歳児健診において視力検査が出来る割合は、その月齢によっても大きく異なり、3歳3か月時においては30%程度と考えられます。したがって、保育園・幼稚園健診で視力検査を受ける機会がない場合には、就学時健診が弱視治療における最後の砦ということになります。

実際、当院で弱視を治療した就学前の患児の実態について調べてみました。過去20年間で就学前に弱視治療眼鏡を処方した人数は189人であり、当院受診理由の内訳は、3歳児健診が

18%、就学時健診が20%であるのに対し、保育園・幼稚園健診は合わせて13%であり、健診以外のきっかけで受診し、偶然弱視が見つかった症例が約50%であることがわかりました。保育園・幼稚園健診における視力検査の実施率が向上すれば、弱視児等の早期発見に結びつき、その治療効果が上がることは明らかです。

保育園・幼稚園・認定こども園における眼科嘱託医の充足率を上げることを所轄官庁に強く要望するとともに、眼科医が嘱託医として活動出来ない状況にある場合には、視能訓練士による保育園・幼稚園・認定こども園児童の視力検査が行える仕組みの構築を要望するものです。平成18年4月1日から小児の弱視、斜視および先天白内障術後、屈折矯正の治療用として用いる眼鏡等の作成費用が健康保険の適用となり、患者側に給付されることになっていることについて啓発を行うことも重要であると思います。

小笠原孝祐(小笠原眼科クリニック院長・岩手県)